

堺環対第1800号
令和6年3月29日

各位

堺市環境局環境保全部
環境対策課長

市が発注する産業廃棄物処理委託業務における電子マニフェストの使用について（お知らせ）

平素より、本市産業廃棄物行政の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、国は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化した「電子マニフェスト」の普及率を拡大する目標を掲げており、大阪府や大阪市など一部の自治体では、行政機関の産業廃棄物処理委託契約時等に電子マニフェストの使用を義務化しています。

電子マニフェストの使用は法令順守や業務効率化、DX化の観点からも望ましいものであることから、本市では令和7年度より市が発注する産業廃棄物処理委託（処分・収集運搬）業務について、電子マニフェストを原則使用します。

つきましては、市の産業廃棄物処理委託（処分・収集運搬）業務の受託にあたっては、電子マニフェストに対応できる体制を整備していただきますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストの利用にあたっては、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者とも公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が運営するJWNETに加入する必要があります。

事業者のみなさまにおかれましてはご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

制度の詳細等につきましては下記ホームページをご覧ください。

※1 電子マニフェストのご案内について

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/sangyohaikibutsu/haishutsu/denshimani.html

※2 電子マニフェストの加入について（JWセンターホームページ）

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

【お問い合わせ先】

環境局環境保全部 環境対策課 排出事業者係

TEL：072-228-7476

E-mail：kantai.saku@city.sakai.lg.jp